

## 会社法（商法）との関係について

### （１） 内部統制の整備の主体

商法上の委員会等設置会社、また、今般成立した会社法では、大会社である取締役会設置会社においても、取締役会が内部統制の体制整備を決定しなければならないとされているとともに、当該決議事項の概要については、営業報告書の記載事項とされている。

一方、会社代表者は、組織のすべての活動について最終的な責任を有しており、また、特に証券取引法では、有価証券の発行会社に企業内容等に係る開示義務が課され、有価証券報告書等は、代表者がその役職氏名を記載し、提出することとされている。

以上を踏まえ、内部統制の整備・運用に係る基本方針を決定するのは取締役会であるが、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を含め、開示書類の信頼性に係る最終的な責任は、代表取締役、代表執行役などの執行機関の代表者が負うものとして整理している。

### （２） 監査役と（会計）監査人の関係

我が国会社法（商法）において、監査役等は、独立した立場で経営者の職務執行について監視すべく業務監査の責務を担っていることから、企業等の内部統制に係る監査は監査役等による業務監査の領域でもある。また、大会社においては、監査役等が会計監査人の実施した監査の方法と結果の相当性を評価することとされている。

一方、内部統制監査において、（会計）監査人は、監査役が行った業務監査の中身自体を検討するものではないが、財務報告に係る全社的な内部統制の評価の妥当性を検討するに当たり、監査役等を含めた経営レベルにおける内部統制の整備及び運用状況を統制環境の一部として考慮することになる。

いずれにせよ、企業等における財務報告に係る内部統制の充実を図っていく上では、監査役等と（会計）監査人とが適切に連携していくことが重要となる。